



2020年10月1日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社  
(コード番号1925 東証第一部)  
代表者名 代表取締役社長 芳井 敬一  
問合せ先 常務執行役員IR室長 山田 裕次  
電話番号 (06) 6225 - 7804

コーポレートガバナンスガイドライン一部改正に関するお知らせ

当社は、取締役会において、「コーポレートガバナンスガイドライン」を一部改正し、本日より運用を開始いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. コーポレートガバナンスガイドラインについて

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためのより良いコーポレートガバナンスの追求に向け、当社が取り組むべきことを明確にすること、ならびに受託者責任・説明責任を果たすことを目的として2015年5月27日に「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定・公表いたしました。

2. 改正の理由

社内役員の定年制度の見直しや社外取締役の増員等に伴い、当社のガバナンスを強化した事項について、コーポレートガバナンスガイドラインの条文の見直しを行いました。

3. 主な改正の内容

(1) 第13条（取締役会、監査役会及び委員会等の体制）

より円滑な経営人財の世代交代のため、役員定年の上限年齢に係る「原則」の文言を削除するものです。あわせて、経営に対する監督機能を強化する観点から、社外取締役の員数を変更するものです。

(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
第13条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. 当社は、経営人財の世代交代の円滑化のため、社外役員を除く取締役・監査役の定年年齢を設定し、 <u>原則</u> 、代表取締役は69歳、取締役・監査役は67歳に達した場合、各々の任期の満了日をもって当該取締役・監査役の定年とする。	3. 当社は、経営人財の世代交代の円滑化のため、社外役員を除く取締役・監査役の定年年齢を設定し、 <u>&lt;削除&gt;</u> 代表取締役は69歳、取締役・監査役は67歳に達した場合、各々の任期の満了日をもって当該取締役・監査役の定年とする。
4. (条文省略)	4. (現行どおり)
5. 取締役会は、独立性・中立性のある社外取締役を <u>2名以上</u> 置く。	5. 取締役会は、独立性・中立性のある社外取締役を <u>取締役会の構成員数に対して</u>
6. ~ 13. (条文省略)	<u>3分の1以上の比率に達する員数</u> を置く。 6. ~ 13. (現行どおり)

(2) 第14条（業務執行に係る事業本部体制）

事業本部制の導入に伴い、条文を新設するものです。

(3) 第20条（社外取締役）

社外取締役が果たすべき役割を改めて明確にするため、条文を追加するものです。

※当社コーポレートガバナンスガイドラインについては、当社ウェブサイトに掲載しております。  
(<https://www.daiwahouse.com/ir/governance/>)